金銭消費貸借契約書

甲と乙は、次の通り金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（貸借）

甲は乙に対し、令和　　年　　月　　日、金　　　　　　円を貸し付け、乙はこれを借り受けた。

第2条（利息）

利息は元金に対し年　　パーセントの割合とし、元金と同時に支払う。

第3条（借入金および利息の支払方法）

乙は甲に対し、第1条の借入金および前条の利息について、令和　　年　　月　　日までに甲方に持参または送金して支払う。返済に関する交通費および手数料等は乙が負担する。

第4条（遅延損害金）

期限後または期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金に対する遅延損害金を、年　　パーセントの割合により支払う。

第5条（期限の利益の喪失）

乙について、次の事由の一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくても乙は当然に期限の利益を失い、ただちに元利金を支払う。

① 支払いを1回でも怠ったとき。

② 他の債務につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。

③ 他の債務につき競売、破産、民事再生の申立を受けたとき。

④ 乙の振出、裏書または保証した手形・小切手が不渡りとなったとき。

⑤ 甲に通知せずに、住所を移転したとき。

上記の金銭消費貸借契約を証するため本契約書2通を作成し、各当事者署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和　　年　　月　　日

貸　主（甲）氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所

借　主（乙）氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所